

「いまばり・みやうら海の駅」のご使用について

1) 係留する場合は、事前に電話連絡等による使用許可申請が必要となります。

※原則入港日の10日前までに申請してください。

※使用できる船舶は、クルージングによる観光又は休憩を主目的とする。

2) 令和7年11月14日までに入港される場合の使用料は、下記のとおりです。

※11月15日以降に入港される場合は、下記3)の料金となりますのでご注意ください。

【入港料及び係船料】

① 入港料…**係留1回総トン数1トンにつき1.1円**

② 係船料…**係留1回総トン数1トンにつき1.1円(24時間までごと)**

※①+②の合計金額です。使用料の支払いは、入港時に担当者が現金徴収します。

※都合により出港日時が早くなっても使用料の還付には応じられません。

【給電設備】

・料金・・・510円/12時間

・給電能力・・・AC100/200V/50A

※利用開始時に給電ボックスの鍵をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に鍵を返却してください。

※給電ケーブルの貸出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

【給水設備】

・料金・・・650.3円/1m³

・給水能力・・・0.065m³/毎分(約15分使用して1m³程度給水可能)

※利用開始時に水道蛇口をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に蛇口を返却してください。

※ホースの貸出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

3) 令和7年11月15日以降に入港される場合の使用料は、下記のとおりです。

プレジャーボート(以下PB)かその他船舶かによって、料金が変わりますのでご注意ください。

【入港料及び係船料(PBの場合)】

① 入港料…**無料**

② 係船料…

艇長 24m未満：艇長1mにつき320円(24時間までごと)

艇長 24m以上：艇長1mにつき800円(24時間までごと)

使用料の支払いは、入港時に担当者が現金徴収します。

※都合により出港日時が早くなっても使用料の還付には応じられません。

【入港料及び係船料(PB以外の場合 ※)】

★業として乗客を運搬する船舶(例：クルーズ船、遊漁船、海上タクシー)

等の商船の場合はこちらの料金となります

① 入港料…係留1回総トン数1トンにつき1.1円

② 係船料…係留1回総トン数1トンにつき1.1円（24時間までごと）

※①+②の合計金額です。使用料の支払いは、入港時に担当者が現金徴収します。

※都合により出港日時が早くなっても使用料の還付には応じられません。

【給電設備】

・料金・・・510円／12時間

・給電能力・・・AC100／200V／50A

※利用開始時に給電ボックスの鍵をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に鍵を返却してください。

※給電ケーブルの貸出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

【給水設備】

・料金・・・650.3円／1 m³

・給水能力・・・0.065 m³／毎分（約15分使用して1 m³程度給水可能）

※利用開始時に水道蛇口をお渡しします。利用が完了しましたら、受付に蛇口を返却してください。

※ホースの貸出しは行わないので、利用者にてご持参ください。

4) 使用期間は、下記のとおりです。

24m以上のPB：10日以内

24m未満のPB：3日以内

5) 係留場所は、下記のとおりです。

24m以上のPB：宮浦港第1栈橋の海から見て左側

24m未満のPB：宮浦港第1栈橋の海から見て右側と第2栈橋の両側

6) 係留方法は、入船とし、係留船舶へのロングサイドは認められません。

7) 先に使用している船舶がある場合は、係留できないこともありますのでご了承ください。

8) 定期旅客船等の航行がありますので、入出港の際は十分注意してください。

9) 港内で発生した事故、トラブル、損害等の諸問題については、全て自己の責任において処理することとし、管理者は一切の責任を負いません。

10) その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

◎申請手続きの流れ

【基本】

①事前の連絡 ⇒ ②使用申請書の提出 ⇒ ③入港・使用許可・係留 ⇒
④使用料の支払 ⇒ ⑤出港

【急を要する場合】

①事前の連絡 ⇒ ②入港・係留 ⇒ ③使用申請書の提出・使用許可 ⇒
④使用料の支払 ⇒ ⑤出港

■連絡先（受付時間）

今治市 大三島支所 住民サービス課

TEL：0897-82-0500（平日8：30から17：00まで）

FAX：0897-82-0661

宮浦港務所

TEL：0897-82-0173（土日祝8：30から17：00まで）